

事 務 連 絡

令和5年7月20日

九州乗用自動車協会
一般社団法人福岡県タクシー協会
一般社団法人奄美自動車連合会
一般社団法人全国個人タクシー協会九州支部

御中

九州運輸局自動車交通部旅客第二課

運転者証及び個人タクシー事業者乗務証の様式変更に係る貴傘下会員等への周知について(依頼)

日頃より、運輸行政の推進にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。
今般、SNSの普及をはじめとした時代の変化に伴い、乗務員等のプライバシーを守り安心して働くための環境を整備しつつ、旅客に対する適切な情報提供を行う観点から、その在り方を踏まえた車内の掲示規定の見直しが求められているところ、タクシー業務適正化特別措置法施行規則等の省令改正が令和5年8月1日施行で予定されております。

正式な通知は省令の改正となりますが、事前に下記留意事項をご連絡いたしますので、貴会におかれても本件について了知いただくとともに、貴傘下会員に対し周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

【留意事項】

- ・令和5年8月1日からの発行は新様式となります。
- ・新様式への交換に係る手続きは、各登録実施機関の登録事務等規程に基づく運転者証再交付申請に準じてご対応頂くようお願いいたします。
- ・新様式への交換申請における「訂正の内容又は再交付の事由」については、「新デザインへの変更のため」をお願いいたします。
- ・制度改正の趣旨として乗務員のプライバシー保護を目的としたものですので、早めの切替をお願いいたします。

以上